

社会福祉法人多治見市社会福祉協議会広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人多治見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う地域福祉活動の財源増に資するため、本会が運営する広報紙及びホームページを民間企業等の広告媒体として活用することについて、必要な事項を定める。

(広告掲載基準)

第2条 本会は、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に反し、又は反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー権等を侵害するおそれのあるもの
- (7) その他、広告として適当でないと会長が認めるもの

(広告の規格)

第3条 広告の規格等については、別表に定める通りとする。

(広告掲載の募集)

第4条 広告掲載の募集は、本会が発行する広報紙及びホームページ等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に、会社等の概要が分かる資料、広告掲載にかかる内容、デザイン等が分かる書類を添えて、本会に申し込むものとする。

(広告の選定)

第6条 会長は、第5条に基づき広告掲載の申込があった場合は、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知（第2号様式）する。

(広告原稿の作成及び提出期限)

第7条 広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、作成した広告原稿を本会へ提出するものとする。

2 提出期限は、別表に定める通りとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、別表に定める通りとする。

- 2 広告掲載料は、広告掲載月の翌月末日（土日祝日の場合は前営業日）までに一括納付するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(広告掲載期間)

第9条 広告掲載期間は次の通りとする。

- (1) 広報紙 1号を単位とする。
- (2) ホームページ 12か月間を単位とする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告内容に関しすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告内容の修正)

第11条 会長は、広告の内容等が各種法令又は当該要領等に違反している、もしくはおそれがある、もしくは誤りがあると判断したときは、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に反すると認めたとき
- (2) 第11条の規定による広告内容の修正が行われなかったとき
- (3) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (4) その他、会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、本会へ申し出ることとする。取り下げ日は本会との協議の上決定する。

(広告掲載料の還付)

第14条 本会は、第12条により広告の掲載を取り消したときは広告掲載料を還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2 本会が広告作成発注後、広告主が第13条により掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を本会に納入しなくてはならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この要領は令和2年8月1日より施行する。

2 社会福祉法人多治見市社会福祉協議会ホームページ広告掲載要領は、廃止する。

(別表)

《広告規格》

	広報紙	ホームページバナー
大きさ	縦6.0cm×横8.0cm	縦80ピクセル×横280ピクセル
データ形式	JPEGまたはGIF（静止画とすること）	
色	2色(色の指定不可)	問わない
掲載位置	中ページ下部で会長が指定する場所	本会ホームページトップ画面 右側 http://t-syakyo.or.jp/
枠数	事業所1枠まで	

《広告掲載料》

	広報紙	ホームページバナー
事業所区分	1号	12か月
一般	15,000円＋税	30,000円＋税
賛助会員	12,000円＋税	27,000円＋税

《広告原稿の提出期限》

広報紙	ホームページバナー
発行日の2か月前	掲載日の1か月前

※提出期限が土日祝日の場合は、前営業日とする。